

建設工事に関する入札・契約制度改正の概要について
【平成20年8月1日施行】

1 調査基準価格の改正について

現 行：純工事費×85%+現場管理費×60%+一般管理費×50% (標準モデル：78%)
改 正：純工事費×90%+現場管理費×70%+一般管理費×60% (標準モデル：84%)

※ 標準モデルの率は、標準的な土木工事の設計額に対する割合

(1) 改正理由

調査基準価格は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか、又は公正な取引の秩序を乱すおそれがあるか、著しく不相当であるかどうかを調査するための基準価格であり、調査基準価格を上回るものは適正に見積りがなされているものとして、内容の調査はしていないところであるが、調査基準価格を上回っているものの中に失格判断基準に抵触するものがかなり見受けられ、適正な見積りがされているか懸念される事態となっている。よって、調査基準価格算定に係る純工事費、現場管理費及び一般管理費の数値基準を、失格判断基準等の改正を行った平成19年11月以降の入札の実態に合わせて改正し、調査対象範囲を拡大することにより、より適正かつ公正な競争環境の形成を図るものである。

(2) 施行日

平成20年8月1日（8月1日以降に入札公告又は通知する案件から適用）